

水道料金の改定について

当町の水道事業は、1928 年に事業創設の認可を受け給水を開始しました。地方公営企業法の規定に基づき、独立採算制の公営企業会計として基本的に税を投入せず水道料金により事業費をまかなっています。

水道料金については、2010 年 7 月の改定以降、消費税率の引上げに伴う 2019 年 10 月の改定にとどまっていた。こうした中、2023 年 2 月には上下水道料金審議会より水道料金の値上げが必要である旨の答申を受けていました。

この度、審議会からの答申と現町長の公約をもとに 2023 年度末より料金改定に関する作業を進め、8 月 28 日の議会全員協議会では改訂に係る工程表をお示ししました。

今回は料金改定の背景及び新料金体系案について以下お示しします。

料金改定の背景

水道事業会計の運営状況については、これまでも議会等で機会をとらえてお伝えしてきたとおり、苦しい状況が続いています。

第一に、給水人口の減少、近年の節水器具の普及、節水意識の浸透等により水の使用量が減り売上が減少しています。第二に、物価や人件費の高騰にともない材料単価や委託料・工事にかかる費用等が値上がりしています。これにより、2023 年度は収益的収支において純損失 1,034 万円を計上し赤字となりました。

収益的収支の推移(単位：円)

年度	2019	2020	2021	2022	2023
収益的収入	210,909,681	213,006,887	209,066,179	205,203,541	199,818,843
収益的支出	195,758,706	196,159,308	194,651,632	223,713,210	210,162,049
純利益/純損失	15,150,975	16,847,579	14,414,547	-18,509,669	-10,343,206

*2022 年度の収益的支出の急増は過年度の減価償却費の修正によるもの。

フロー的な収益的収支の悪化は、ストック的な資本の減耗にもつながっています。すなわち、本来ならば定期的に更新すべき管路や施設等の更新が滞っており、一例として耐震適合率を挙げれば県内平均が 73.6%のところ当町では 2.1%に留まっています(2022 年度時点)。その結果、管路の老朽化により漏水が頻発しており、その対応費用がかさんでまた収益的収支を圧迫するという悪循環となっている状態です。

管路の老朽化状況(2022 年度時点)

管種	延長	うち経年管 (20 年超過)	割合	うち法定耐用年 数(40 年)超過	割合	うち耐震適 合性あり	割合
導水管	279m	279m	100%	279m	100%	252m	90%
送水管	11,451m	7,921m	69%	7,493m	65%	0m	0%
配水支管	47,001m	31,224m	66%	21,995m	47%	0m	0%
計	58,731m	39,424m	67%	29,767m	51%	252m	0%

導水管:原水を浄水場等にする管路/送水管:浄水場から浄水を配水池にする管路/配水支管:浄水を利用者まで送る管路

上下水道料金審議会が 2023 年 2 月に示した答申では「独立採算性の確保には最低でも基本料金 20%及び超過料金の 5%の料金改定が必要である。しかし、改定率の検討については、基本料金及び超過料金のバランスや、昨今の超過料金収入の減少等を考慮しながら進めること。」と提言がなされました。

一方で現町長の選挙時の公約は「水道代を値下げします！(最低でも基本料金は値下げします。)」という内容でした。

なお、真鶴町は「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、CO2 排出量の削減に努めなければならないため節水を政策誘導しているという状況もあります。

以上の背景から、増収とする内容の料金改定は不可避の状況ですが、基本料金を低減させて町民が生活防衛をすることができるよう配慮や激変緩和措置をとりつつも、人口減少や節水意識の高まり等による有収水量の減少が続いても十分な収益を確保できる料金体系とすることが求められています。

現在の料金体系

当町の水道料金は下記の 3 つの要素で成り立っており、全国でも一般的です。

- ・基本料金：使用の有無にかかわらず契約者が口径別で負担する月額料金。
- ・基本水量：基本料金に予め含まれる従量料金のかからない使用水量。
- ・従量料金：使用水量に従って支払われる料金。逓増型(累進型)が一般的。

当町の水道料金

基本料金	口径	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
(税抜)	月額	1,407 円	2,814 円	3,110 円	5,780 円	20,023 円
従量料金	水量	11~20 m ³	21~35 m ³	36~50 m ³	51~200 m ³	201 m ³ ~
(税抜)	1 m ³ あたり	200 円	229 円	296 円	369 円	547 円

全国的には中位の料金ですが、神奈川県は全国でも低料金の団体が多いことから県内では最高位の料金となっています。

水道料金の多団体比較(税込家事用水道料金、口径 13 mm、使用水量 10 m³の場合)

団体名	真鶴町	湯河原町	小田原市	県営水道	北海道厚岸町	山梨県忍野村
月額料金	1,547 円	851 円	935 円	1,062 円	3,110 円	550 円

※北海道厚岸町は人口 5,000~15,000 人のうち最高額団体であり、山梨県忍野村は最低額団体

利用者数(調定件数)としては、口径が小さいほど多く一般家庭が大半となり、口径が大きいほど少なく大口の事業者が大半となっています。

口径別の調定件数

口径	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
調定件数	3,064	534	77	20	9

新料金体系案

基本料金は 13%～29%の値下げをし、低所得者や単身者等の負担を軽減するとともに、大口の事業者も節水すれば料金を抑えることができるようにします。

基本料金(税抜)

口径	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
現行	1,407 円	2,814 円	3,110 円	5,780 円	20,023 円
改定案	1,000 円	2,000 円	2,500 円	5,000 円	17,500 円

基本水量は撤廃し、1 m³から従量料金がかかるようにします。

基本水量

現行	10 m ³
改定案	0 m ³

従量料金は全体として値上げします。ただし、低所得者や単身者等に配慮して 1～10 m³は 100 円に抑え、11～20 m³は 200 円に据え置きます。

従量料金(税抜)

現行	水量区分	1～10 m ³	11～20 m ³	21～35 m ³	36～50 m ³	51～200 m ³	201 m ³ ～
	@1 m ³	—	200 円	229 円	296 円	369 円	547 円
改定案	水量区分	1～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31～40 m ³	41～50 m ³	51 m ³ ～
	@1 m ³	100 円	200 円	300 円	400 円	500 円	600 円

これらの改定に伴い、使用量が少ない場合にはいずれの口径区分でも料金減となります。試算では 3,691 件中 514 件が料金減となる見込みです。

値下げとなる水量及び件数

口径	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
使用水量	0～4 m ³	0～8 m ³	0～6 m ³	0～7 m ³	0～30 m ³
該当件数	386/3,047 中	106/537 中	14/77 中	2/20 中	6 5/9 中

※該当件数は 2024 年 3 月分の使用量に基づく試算

ただし、使用量があまりに多い場合には 40% 台や 50% 台の料金増となる場合もあります。

50% 台の値上げとなる水量

口径	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
使用水量	70 m ³ ～	94 m ³ ～	93 m ³ ～	112 m ³ ～	—

全体では約 21.5% の増となる約 4,100 万円の増収を見込んでおり、決算上の赤字である欠損金を解消し、かつ今後の管路や設備の更新費用を確保することのできる料金改定となります。

当町の現在の料金体系では、口径 13 mm で 1 か月当たり 10 m³ 使用した場合の税込水道料金は、1,547 円、20 m³ 使用した場合は ~~3,095~~ **3,747** 円となります。公益社団法人日本水道協会が集計した 2023 年 4 月 1 日現在の水道料金表により比較すると、全国平均値はそれぞれ 1,611 円、3,343 円となっていますので、当町の水道料金は全国的には安め **か、ほぼ同等** の価格帯であるといえます。ただし、今回の新料金体系で試算した場合、それぞれ 2,200 円、4,400 円となりますので、全国平均を超える額となる見込みです。これは全国 1,345 団体中 923 位となります。ただし、全国の団体では料金改定が相次いでいるため、今後は相対的に順位の上昇が見込まれます。

残念ながら 2010 年以降、適切な時期に料金改定を行ってこなかったあおりで、今回は比較的に大きな改定となっています。ただし、将来にわたって安全で安心な水を災害時等にも安定して供給するために必要な財源を確保するために避けて通れない改定となります。今後、町民へ丁寧に説明に努め、ご理解とご協力をお願いしていく予定です。

今後について

- ・ 議会全員協議会で報告した通り、3 月定例議会に改定案を上程し、6 月までの周知期間を経て 7 月分(6 月使用分)の水道料金から新料金を適用。
- ・ 広報 1 月号から料金改定に関する記事を掲載し、段階的に周知を図っていく。
- ・ 2023 年 2 月に上下水道料金審議会から答申を受けた後、町としての初の動きとなるため、その後の町の対応報告を兼ねて、なるべく前回と同じ委員を招集し、審議会を開催する予定。
- ・ 生活困窮者対策の一環として、一級障がい者等の方に対する減免措置等を検討していく。
- ・ 一般会計の所管事業において、激変緩和策及びゼロカーボンシティに向けた取り組みとして節水を促す事業を検討していく。

担当：上下水道課